

福岡県公報

平成19年3月2日
第2648号

目 次

告 示 (第431号—第461号)

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 1
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課) 2
○公共測量の実施	(土木管理課) 2
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 3
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 3
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 4
○予防接種を行う医師	(健康対策課) 5
○土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) 5
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 6
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 6
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 7
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) 8
○道路の供用の開始	(道路維持課) 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) 9
○道路の供用の開始	(道路維持課) 9
○道路の供用の開始	(道路維持課) 9
○道路の供用の開始	(道路維持課) 9
○道路の区域の変更	(道路維持課) 9

○道路の供用の開始	(道路維持課) 10
○道路の区域の変更	(道路維持課) 10
○道路の供用の開始	(道路維持課) 10
○道路の区域の変更	(道路維持課) 10
○道路の供用の開始	(道路維持課) 11
○道路の区域の変更	(道路維持課) 11
○道路の供用の開始	(道路維持課) 11
○道路の区域の変更	(道路維持課) 12
○道路の区域の変更	(道路維持課) 12
○道路の供用の開始	(道路維持課) 12
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 13
公 告	
○漁船法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁政課) 13
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 13
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 14
○平成19年度技能検定(前期)の実施	(職業能力開発課) 15
○平成19年度技能検定(随時実施)の実施	(職業能力開発課) 18
公安委員会	
○指定講習機関の指定の一部改正	(警察本部運転免許試験課) 22
正 誤	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成18年12月福岡県告示第2615号) 中正誤 22	
○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年福岡県規則 第18号) 中正誤 23	
告 示	
福岡県告示第431号	
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの	

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米工商事務所において縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年2月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号 (4箇所)	58	福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号 (5箇所)	58

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号	22.6	福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号	21.34

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前	変更後

株式会社サニー	開店時刻	閉店時刻	24時間
	午前9時	午後11時	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後11時30分まで	24時間

福岡県告示第432号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
武藤 邦彦	福岡市博多区住吉2丁目16-1メゾン住吉401号	福岡県知事(1)第08265号 平成16年12月15日	平成19年2月6日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

福岡県告示第433号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(3級基準点)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成19年2月23日から 平成19年3月31日まで

福岡県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業本河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
赤村	赤	前河原	1181-5	田	200のうち41
赤村	赤	前河原	1187	田	1461のうち482
赤村	赤	柿ノ木田	864-3	田	97のうち12
赤村	赤	前河原	638	田	1061のうち161
赤村	赤	堂ノ前	1210-4	田	1421のうち440
赤村	赤	柿ノ木田	640	田	2204のうち55
赤村	赤	前河原	1181-3	田	410のうち163
赤村	赤	横手	65	田	823のうち735.83

福岡県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業中元寺地区第6換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
添田町	中元寺	ハジ神	3439-1	田	2922のうち40
添田町	中元寺	前川原	2504	田	1229のうち68
添田町	中元寺	前川原	2512	田	512のうち9
添田町	中元寺	前川原	2502	畠	158のうち2
添田町	中元寺	火ノ口	3448-1	原野	330のうち20
添田町	中元寺	瀬成ノ下	3450	田	568のうち101
添田町	中元寺	小森	2685-1	田	64のうち42
添田町	中元寺	前川原	2517	田	2191のうち31
添田町	中元寺	榎川原	2669	田	509のうち24
添田町	中元寺	櫻町	2820-2	田	955のうち67
添田町	中元寺	榎川原	2675	田	2135のうち77
添田町	中元寺	櫻町	2828-1	田	1652のうち64
添田町	中元寺	櫻町	2832-1	田	2905のうち42
添田町	中元寺	稗原	2839-1	田	475のうち18
添田町	中元寺	妙見田	2887-1	田	2289のうち33
添田町	中元寺	二浦	3331-1	田	3093のうち94
添田町	中元寺	稗原	2873	田	1441のうち33
添田町	中元寺	稗原	2881	田	1428のうち56
添田町	中元寺	村ノ前	2527-1	田	1291のうち74
添田町	中元寺	前川原	2508-2	田	495のうち7
添田町	中元寺	櫻町	2831-1	田	1439のうち21
添田町	中元寺	櫟木藪	3449-1	田	1288のうち18
添田町	中元寺	前川原	2521-1	田	1044のうち43
添田町	中元寺	村ノ前	2497-1	田	1172のうち21
添田町	中元寺	前川原	2522	田	968のうち73

添田町	中元寺	小森	2681-1	田	514のうち7
添田町	中元寺	中川原	3436-1	田	838のうち28
添田町	中元寺	瀬成ノ前	3425-1	田	1012のうち15
添田町	中元寺	稗原	2884-1	田	221のうち74
添田町	中元寺	市木鶴	3445-1	田	684のうち10
添田町	中元寺	稗原	2861-3	田	1030のうち18
添田町	中元寺	市木鶴	3446-2	田	668のうち27
添田町	中元寺	瀬成ノ前	3442-1	田	1194のうち38
添田町	中元寺	前川原	2656-1	田	1864のうち43
添田町	中元寺	妙見田	2904	田	1233のうち18
添田町	中元寺	村ノ前	2530-1	田	1256のうち41
添田町	中元寺	前川原	2508-1	田	1983のうち28
添田町	中元寺	村ノ前	2498-1	田	1179のうち255
添田町	中元寺	榎川原	2677-1	田	550のうち28
添田町	中元寺	稗原	2874-1	田	2390のうち61
添田町	中元寺	前川原	2525	田	743のうち61
添田町	中元寺	妙見田	2897-1	田	1005のうち105
添田町	中元寺	二浦	3384	田	1256のうち18
添田町	中元寺	榎川原	2672-1	田	737のうち11
添田町	中元寺	前川原	2511-1	田	1417のうち34
添田町	中元寺	櫻町	2810	田	1352のうち61
添田町	中元寺	櫻町	2807-1	田	2486のうち82
添田町	中元寺	櫻町	2808	田	2426のうち35
添田町	中元寺	瀬成ノ前	3441	田	1593のうち23
添田町	中元寺	櫻町	2693	田	909のうち36
添田町	中元寺	榎川原	2678	田	611のうち129
添田町	中元寺	前川原	2658	田	1765のうち46
添田町	中元寺	稗原	2869-3	田	1057のうち15

添田町	中元寺	前川原	2511-4	田	70のうち56.5
添田町	中元寺	浮無田	2903-1	田	1504のうち19
添田町	中元寺	妙見田	2890	田	1937のうち88
添田町	中元寺	二浦	3328	田	1121のうち16
添田町	中元寺	稗原	2854-1	田	1071のうち18
添田町	中元寺	前川原	2520-2	田	357のうち20
添田町	中元寺	村ノ前	2531-1	田	1180のうち92
添田町	中元寺	榎川原	2667	田	399のうち6
添田町	中元寺	妙見田	2875	田	1047のうち73
添田町	中元寺	稗原	2870-1	田	457のうち24
添田町	中元寺	二浦	3326	田	2144のうち112
添田町	中元寺	瀬成ノ前	3423-1	田	608のうち9
添田町	中元寺	ハジ神	3440-1	田	1278のうち18
添田町	中元寺	稗原	2869-1	田	1623のうち22
添田町	中元寺	二浦	3356-1	田	2155のうち31

福岡県告示第436号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生渡

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字ウシロノ500から502まで、504から506まで、字上ノ段538、543

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第437号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
大牟田市船津町439-1	末吉小児科内科医院	末吉圭子
田川郡福智町弁城3552番地	田川慈恵病院	内田直樹
田川郡福智町弁城3552番地	田川慈恵病院	田中貞治
田川郡福智町赤池521番地	医療法人 赤池協同医院	田畑洋司
大野城市山田2丁目2番25号	いのうえこどもクリニック	井上和彦
大野城市乙金東4丁目12番1号	医療法人同仁会 乙金病院	諸富康生
大野城市乙金東4丁目12番1号	医療法人同仁会 乙金病院	埋金良行
大野城市錦町3丁目3-50	松坂内科クリニック	松坂紀幸
大野城市錦町3丁目3-50	松坂内科クリニック	松坂朋子
大野城市南大利2丁目7番2号	医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	楠田憲治

大野城市南大利2丁目7番2号	医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	尾前豪
大野城市南大利2丁目7番2号	医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	樋口泰雄
大野城市南大利2丁目7番2号	医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	横溝裕子
大野城市南大利2丁目7番2号	医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	石松義弘
大野城市南大利2丁目7番2号	医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	大崎光彦
大野城市南大利2丁目7番2号	医療法人社団三光会 誠愛リハビリテーション病院	鍵山智子
大野城市大城3-11-18	島本脳神経外科医院	山本孝史
大野城市下大利2-18-13	ふかうみ内科	深海敦
大野城市牛頸3丁目2番5号	医療法人健修会 久富内科医院	佐藤了
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人 つくし会病院	江藤輔聖
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人 つくし会病院	松川龍一
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人 つくし会病院	草野弘宣
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人 つくし会病院	井上博之
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人 つくし会病院	有村千賀子
大野城市白木原1-1-55	市川クリニック	市川俊夫
大野城市中央1丁目13番8号	医療法人十全会 十全病院	田中順二
大野城市中央1丁目13番8号	医療法人十全会 十全病院	原泰文
大野城市中央1丁目13番8号	医療法人十全会 十全病院	永松青久
大野城市中央1丁目13番8号	医療法人十全会 十全病院	池尻直幹

福岡県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
糸島郡志摩町土地改良区	農道整備事業 (洞の前地区)	平成17年11月16日	平成18年1月31日

福岡県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	久路土		143-1	田	377のうち32
豊前市	広瀬		19	田	1068のうち680
豊前市	久路土		473	田	1375のうち610
豊前市	久路土		533	田	2392のうち520
豊前市	久路土		312-1	田	1466のうち410
豊前市	久路土		468	田	1148のうち527
豊前市	久路土		1026	田	1294のうち328
豊前市	久路土		1066-1	田	1482のうち115
豊前市	久路土		216	田	1712のうち543
豊前市	久路土		274-3	田	533のうち447
豊前市	久路土		247	田	769のうち95
豊前市	高田		32	田	556のうち43

福岡県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	天和		382-1	田	1003のうち175
豊前市	天和		471-1	田	495のうち3
豊前市	天和		390	田	336のうち257
豊前市	天和		393	田	729のうち3
豊前市	天和		287	畠	214のうち3
豊前市	下河内		55-2	畠	380のうち322
豊前市	下河内		56	田	447のうち393
豊前市	下河内		57	田	574のうち3
豊前市	天和		288	田	421のうち129
豊前市	下河内		69-2	宅地	36.9のうち2
豊前市	天和		292	田	500のうち436
豊前市	天和		293	田	417のうち3
豊前市	天和		271-1	畠	61
豊前市	天和		270	田	975のうち55
豊前市	天和		273-1	田	721のうち2
豊前市	天和		267	田	1123のうち149
豊前市	天和		268	田	720のうち3

福岡県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	大河内		1786	田	1519のうち121
豊前市	大河内		1781	田	1827のうち559
豊前市	大河内		1461	畠	48
豊前市	大河内		1466	畠	320
豊前市	大河内		1343	田	728のうち207
豊前市	大河内		1353	畠	43
豊前市	大河内		1469	畠	322
豊前市	大河内		1473	畠	383のうち177
豊前市	大河内		1989	畠	45
豊前市	大河内		1334-2	田	396のうち259
豊前市	大河内		1973-1	田	144のうち102
豊前市	大河内		1787	田	1402のうち651
豊前市	大河内		1633-1	田	796のうち186
豊前市	天和		332	田	1552のうち342
豊前市	天和		377-1	田	685のうち3
豊前市	天和		334-1	田	1336のうち130
豊前市	天和		377-4	田	631のうち2
豊前市	大河内		1338	田	1185のうち409
豊前市	大河内		1232-1	田	582のうち534

豊前市	大河内		1253-1	田	735のうち20
-----	-----	--	--------	---	----------

福岡県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	大河内		1458-2	畠	117
豊前市	大河内		1163	田	1292のうち261
豊前市	大河内		1364	田	939のうち20
豊前市	大河内		1365	田	791のうち22
豊前市	大河内		1380	田	1330のうち88
豊前市	大河内		1628	畠	103
豊前市	大河内		1336	田	1121のうち452
豊前市	大河内		1372	田	848のうち182
豊前市	大河内		1773	畠	74
豊前市	大河内		1697	田	873のうち360
豊前市	大河内		1621	田	1224のうち428
豊前市	大河内		1785	畠	28
豊前市	大河内		1807-1	畠	89
豊前市	大河内		1351-2	田	1141のうち519
豊前市	大河内		1690	田	389のうち140
豊前市	大河内		1691	田	3123のうち244

豊前市	天和		388	田	543のうち36
豊前市	下河内		3	田	760のうち230
豊前市	下河内		31	田	929のうち3
豊前市	天和		320	田	568のうち208
豊前市	天和		323-1	田	405のうち3
豊前市	天和		306-1	田	168のうち100
豊前市	天和		306-2	田	16のうち2

福岡県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	一般国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所1399番4先から田川市大字猪国1495番1先まで	6.7～35.8	16585.4
			前	同上	11.0～117.0	17482.0
			後	同上	6.7～35.8	16585.4
			後	同上	11.0～117.0	17482.0

福岡県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
飯塚	県道	北九州線 小竹	前	飯塚市勢田1294番8先から同市口原337番1先まで	14.0～23.0	656.0
			後	同上	14.0～23.0	656.0

福岡県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	北九州線 小竹	飯塚市勢田1279番8先から同市勢田1269番9先まで
飯塚	幸袋線 柏森	飯塚市新飯塚926番5先から同市新飯塚1937番1先まで

福岡県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般国道	500号	前	三井郡大刀洗町大字鶴木1440番144先から同郡同町大字鶴木1440番45先まで	12.0 ～ 12.6	65.6
			後	同上	12.4 ～ 12.6	65.6

福岡県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	500号	三井郡大刀洗町大字鶴木1440番144先から同郡同町大字鶴木1440番45先まで

福岡県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	原海老津線	遠賀郡岡垣町大字内浦129番3先から同郡同町大字内浦119番3先まで
北九州	原海老津線	遠賀郡岡垣町大字内浦119番3先から同郡同町大字手野356番1先まで
北九州	原海老津線	遠賀郡岡垣町大字手野499番1先から同郡同町大字手野507番1先まで

福岡県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	白木線 上辺春	八女郡立花町大字上辺春1178番1先から同郡同町大字上辺春1171番4先まで

福岡県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	玉名線 八女	前	八女郡立花町大字白木1373番1先から 同郡同町大字白木1358番3先まで	8.5 ~ 31.0	213.0
			後	同上	8.5 ~ 31.0	213.0

福岡県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	玉名線 八女	八女郡立花町大字白木1373番1先から 同郡同町大字白木1358番3先まで

福岡県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	武島白口線	前	久留米市荒木町白口1161番6先から 同市荒木町白口1717番先まで	6.0 ~ 9.0	101.4
			後	同上	7.6 ~ 9.4	101.4

福岡県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	武島白口線	久留米市荒木町白口1161番6先から 同市荒木町白口1717番先まで

福岡県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
柳川	県道	高柳田川線	前	みやま市瀬高町太神1149番7先から同市瀬高町太神1165番4先まで	5.1～15.2	93.6
			後	同上	9.3～21.5	93.6
柳川	県道	本新田線 大川	前	柳川市久々原737番2先から同市久々原727番先まで	5.0～6.5	178.5
			後	同上	9.3～14.2	178.5

福岡県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	大和線 城島	柳川市大和町中島628番先から同市大和町鷹ノ尾1303番1先まで

福岡県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
那珂	県道	平等寺線 那珂川	前	筑紫郡那珂川町大字上梶原1706番1先から同郡同町大字上梶原1068番31先まで	4.9～21.0	452.2
			後	同上	4.9～21.0	452.2
			後	同上	11.0～38.5	458.7

福岡県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	大野城線 二丈	前原市大字川付847番先から同市大字川付960番5先まで

福岡県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道 直方線 橋		前	行橋市大字延永969番1先から 同市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			後	行橋市大字延永969番1先から 同市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			後	行橋市大字延永969番1先から 同市大字吉国499番先まで	14.5 ～ 50.0	513.0

福岡県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
--------	-------	-----	-------	----	----------	----------

行橋	県道 下深野犀川線	496号	前	京都郡みやこ町光富814番2先から 同郡同町光富423番1先まで	8.0 ～ 36.5	238.0
			前	同上	11.0 ～ 32.0	289.0
			後	同上	11.0 ～ 22.0	289.0
行橋	一般国道		前	京都郡みやこ町光富423番1先から 同郡同町犀川木井馬場209番3先まで	3.8 ～ 21.2	5,273.0
			前	同上	10.4 ～ 104.0	5,063.0
			後	京都郡みやこ町光富494番2先から 同郡同町犀川木井馬場201番1先まで	3.8 ～ 21.2	5,451.0
			後	同上	10.4 ～ 104.0	5,241.0

福岡県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	節丸 新田原線 停車場	京都郡みやこ町光富1249番5先から 同郡同町上原966番2先まで
行橋	496号	京都郡みやこ町光富490番3先から 同郡同町光富399番2先まで
行橋	下深野線 犀川	京都郡みやこ町光富802番8先から 同郡同町光富494番2先まで

福岡県告示第461号

柳川山門土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
古賀俊行	柳川市三橋町垂見455番地3

公 告

公告

漁船法（昭和25年法律第178号）第19条において準用する同法第7条第2項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開により行うので、公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

漁船法第19条第2号

2 聽聞の期日及び場所

期日 平成19年3月16日 午前10時から

場所 福岡県庁北棟7階 漁業調整委員会室

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聽聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-651-1111（内線2123）

郵便番号 812-8577

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 福岡都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成19年3月23日 午後7時から9時まで

(2) 場所

福岡市健康づくりセンターあいれふ、10階講堂（福岡市中央区舞鶴2-5-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 各種の社会的課題への対応

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の方針

- ウ 主要な都市計画の決定等の方針
(ア) 土地利用に関する方針
(イ) 都市施設の整備に関する方針
(ウ) 市街地開発事業に関する方針
(エ) 自然的環境の整備又は保全に関する方針
- (2) 福岡都市計画区域区分の変更の案の概要
市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。
- (3) 閲覧
同案については、平成19年3月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、福岡市都市計画部、春日市都市計画課、大野城市都市計画課、志免町建設課及び粕屋町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。
- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年3月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 5 公述人の選定及び公述方法
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。
- 6 その他
(1) 傍聴
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。
(2) 開催の中止
公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。
(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(2) 筑紫野都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成19年3月27日 午後7時から9時まで
(2) 場所
筑紫野市生涯学習センター 3階学習室6（筑紫野市二日市南1丁目9-3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
(ア) 区域区分の方針
イ 主要な都市計画の決定等の方針
(ア) 土地利用に関する方針
(イ) 都市施設の整備に関する方針
(ウ) 自然的環境の整備又は保全に関する方針
- (2) 筑紫野都市計画区域区分の変更の案の概要
市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。
- (3) 閲覧

同案については、平成19年3月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び筑紫野市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年3月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

平成19年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定め

るところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、染色（染色補正作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シリング防水工事作業及びF R P防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御施設作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーク工事作業）及び産業洗浄（高压洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検定職種	技能検定試験手数料
園芸装飾	15,700円
造園	15,700円
金属熱処理	15,700円
機械加工	15,700円
放電加工	15,700円
金属プレス加工	15,700円
鉄工	15,700円
建築板金	15,700円
工場板金	15,700円

め	つ	き	15,700円
仕	上	げ	15,700円
電子機器組立て			15,700円
電気機器組立て			15,700円
産業車両整備			15,700円
鉄道車両製造・整備			15,700円
建設機械整備			15,700円
染色			15,700円
婦人子供服製造			13,000円
木型製作			15,700円
家具製作			15,700円
建具製作			15,700円
印刷刷			15,700円
プラスチック成形			15,700円
石材施工			15,700円
とび			15,700円
左官			15,700円
建築炉			15,700円
タイヤル張り			15,700円
畳製作			15,700円
防水施工			15,700円
内装仕上げ施工			15,700円
熱絶縁施工			15,700円
サッシ施工			15,700円
化学生分解析			15,700円
貴金属装身具製作			15,700円
表装			15,700円
塗装			15,700円

路	面	標	示	施	工		15,700円
広	告	美	術	仕	上	げ	15,700円
産	業		洗		淨		15,700円
舞	台	機	構	調	整		15,700円
商	品	装	飾	展	示		15,700円
フ	ラ	ワ	一	裝	飾		15,700円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検定職種	技能検定試験手数料
園芸装飾	10,500円
造園	10,500円
金属熱処理	10,500円
機械加工	10,500円
仕上げ	10,500円
電子機器組立て	10,500円
とび	10,500円
内装仕上げ施工	10,500円
舞台機構調整	10,500円
商品装飾展示	10,500円
フラー装飾	10,500円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成19年6月11日（月曜日）から同年9月16日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成19年6月4日（月曜日）に福岡県職業能力開発協会に

おいて掲示する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラー装飾	平成19年7月29日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、染色（染色補正に係るものに限る。）プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、築炉、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シリシング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工、化学分析及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）	平成19年8月26日 (日曜日)	
(イ) 3級 金属熱処理（一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理に係るものに限る。） (カ) 単一等級 産業洗浄（高压洗浄に係るものに限る。）		福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係る	平成19年9月2日	

ものに限る。)、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工及び木製建具機械加工に係るものに限る。）、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ（廣告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	(日曜日)	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラー装飾 (イ) 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマークー工事に係るものに限る。）	平成19年9月9日 (日曜日)	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話 092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成19年4月3日（火曜日）から同月13日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受け付けを行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成19年4月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3604ダイヤルイン）又は福岡県職業能力開発協会に対して行うこと。

公告

平成19年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成19年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4から第64条の5までに定めるところによる。

2 実施職種（3級、基礎1級及び基礎2級）

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、旋盤加工法及びフライス盤加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、ダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、ダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械系保全法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、圧縮成形法、射出成形法及びインフレーション成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

（1）実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検定職種	技能検定試験手数料
さく井	15,700円
鋳造	15,700円
鍛造	15,700円
機械加工	15,700円
金属プレス加工	15,700円
鉄工	15,700円
建築板金	15,700円
工場板金	15,700円
めっき	15,700円
アルミニウム陽極酸化処理	15,700円
仕上げ	15,700円
機械検査	13,000円
ダイカスト	15,700円
機械保全	15,700円
電子機器組立て	15,700円
電気機器組立て	15,700円
プリント配線板製造	15,700円
冷凍空気調和機器施工	15,700円
染色	15,700円
ニット製品製造	15,700円
婦人子供服製造	13,000円
紳士服製造	15,700円

寝具製作	15,700円
帆布製品製造	15,700円
布はく縫製	15,700円
家具製作	15,700円
建具製作	15,700円
印刷刷	15,700円
製本	15,700円
プラスチック成形	15,700円
強化プラスチック成形	15,700円
石材施工	15,700円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	15,700円
水産練り製品製造	15,700円
建築大工	15,700円
かわらぶき	15,700円
とび	15,700円
左官	15,700円
タイル張り	15,700円
配管	15,700円
型枠施工	15,700円
鉄筋施工	15,700円
コンクリート圧送施工	15,700円
防水施工	15,700円
内装仕上げ施工	15,700円
熱絶縁施工	15,700円
サッシ施工	15,700円
ウエルボイント施工	15,700円
表装	15,700円
塗装	15,700円

工業包裝	15,700円
------	---------

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検定職種	技能検定試験手数料
さく井	10,500円
鋸造	10,500円
鍛造	10,500円
機械加工	10,500円
金属プレス加工	10,500円
鉄工	10,500円
建築築板金	10,500円
工場板金	10,500円
めつき	10,500円
アルミニウム陽極酸化処理	10,500円
仕上げ	10,500円
機械検査	8,700円
ダイカスト	10,500円
機械保全	10,500円
電子機器組立て	10,500円
電気機器組立て	10,500円
プリント配線板製造	10,500円
冷凍空調和機器施工	10,500円
染色	10,500円
ニット製品製造	10,500円
婦人子供服製造	8,700円
紳士服製造	10,500円
寝具製作	10,500円

帆 布 製 品 製 造	10,500円
布 は く 縫 製	10,500円
家 具 製 作	10,500円
建 具 製 作	10,500円
印 刷	10,500円
製 本	10,500円
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	10,500円
強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	10,500円
石 材 施 工	10,500円
ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ ・ ベ ー コ ン 製 造	10,500円
水 産 練 り 製 品 製 造	10,500円
建 築 大 工	10,500円
か わ ら ぶ き	10,500円
と び	10,500円
左 官	10,500円
タ イ ル 張 り	10,500円
配 管	10,500円
型 枠 施 工	10,500円
鉄 筋 施 工	10,500円
コ ン ク リ 一 ト 圧 送 施 工	10,500円
防 水 施 工	10,500円
内 装 仕 上 げ 施 工	10,500円
熱 絶 縁 施 工	10,500円
サ ッ シ 施 工	10,500円
ウ エ ル ポ イ ン ト 施 工	10,500円
表 装	10,500円
塗 装	10,500円
工 業 包 装	10,500円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成19年4月1日（日曜日）から平成20年3月31日（月曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に通知する。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

福岡県職業能力開発協会が指定する日時及び場所において行う。

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話 092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付けを行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3604ダイヤルイン）又は福岡県職業能力開発協会に対して行うこと。

公安委員会

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・12・4	2615	告 示	2384	2	○		21		大谷二丁目 [○] (2)	大谷二丁目

福岡県公安委員会告示第60号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月2日

福岡県公安委員会

瀬高自動車学校 山門郡瀬高町大字長田3539-4 嘉久明子	瀬高自動車学校 山門郡瀬高町大字長田3539-4
-------------------------------------	-----------------------------

を

瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4 嘉久明子	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4
------------------------------------	----------------------------

に改める。

				19	發行年月日
				・ 1 ・ 5	
				2626	公報番号
				増刊①	
				規則類	
				同上	番号
				18	行
48	41	34	28	ベージ	
				上欄	
				下欄	
様式		様式	様式	備考	
(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合)
(フリガナ) 名称(屋号)		(フリガナ) 名称(屋号)	(フリガナ) 名称(屋号)	(フリガナ) 名称(屋号)	(フリガナ) 名称(屋号)
(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者氏名		(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者氏名	(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者氏名	(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者住所	(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者住所
(フリガナ) 代表者住所		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(フリガナ) 代表者住所	(フリガナ) 代表者住所
(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合)	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合)
(フリガナ) 名称(屋号)		(フリガナ) 名称(屋号)	(フリガナ) 名称(屋号)	(フリガナ) 名称(屋号)	(フリガナ) 名称(屋号)
(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者氏名		(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者氏名	(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者氏名	(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者住所	(フリガナ) 氏 (法人の場合) 代表者住所
(フリガナ) 代表者住所		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)